

都では快適通勤ムーブメント「時差BIZ」を実施します。

国保・年金

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る年金の額が少なくなったり、受給できなくなったりする場合があります。

国民年金制度には、保険料を納付することが困難な場合に、免除制度や50歳未満を対象とした納付猶予制度があります。

免除制度の適用を受けるには申請を行い、承認を得る必要があります。申請は、過去の月分(申請月の2年1か月前の月分)までさかのぼってできますが、遅れると万が一の際に障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合があります。

申請は、過去の月分(申請月の2年1か月前の月分)までさかのぼってできますが、遅れると万が一の際に障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合があります。

申請は、過去の月分(申請月の2年1か月前の月分)までさかのぼってできますが、遅れると万が一の際に障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合があります。

申請は、過去の月分(申請月の2年1か月前の月分)までさかのぼってできますが、遅れると万が一の際に障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合があります。

申請は、過去の月分(申請月の2年1か月前の月分)までさかのぼってできますが、遅れると万が一の際に障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合があります。

申請は、過去の月分(申請月の2年1か月前の月分)までさかのぼってできますが、遅れると万が一の際に障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合があります。

申請は、過去の月分(申請月の2年1か月前の月分)までさかのぼってできますが、遅れると万が一の際に障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合があります。

月31日(必着)までに郵送又は直接保険年金課(本庁舎1階)へ提出してください。
※「所得状況届(現況届)」が届いていない場合は、お問い合わせください。

後期高齢者医療制度について

75歳以上のかたと、65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けているかたへ、後期高齢者医療制度の各種通知を7月に送付します。

保険料賦課決定通知書・納入通知書を7月に送付します

年金の4月支給分から仮徴収額が天引きされる特別徴収のかたには、後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

年金から天引きされない普通徴収のかたには、後期高齢者医療保険料額決定通知書、納入通知書(納付書)を送付します。

取り扱い金融機関で納付してください。
※すでに口座振替の手続きをされているかたには、納付書は送付されません。

保険料は世帯単位でなく、個人単位での納付となります。
保険料は、定額の均等割額と、被保険者個人の所得額を基に計算される所得割額により構成され、その合計額が保険料となります。

保険料の納付は、原則として特別徴収(年金からの天引き)となりますが、次のいずれかに該当するかたは、普通徴収(納付書納付や口座振替)となります。

○年金額が年額18万円未満のかた
○介護保険料と合わせた徴収額が年金額の2分の1以上になるかた

○年金を受給していないかた
○納付方法の変更届により、特別徴収の中止の手続きをしたかた

低所得のかたは保険料が軽減されます。
同一世帯内の被保険者および世帯主の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。

均等割額の軽減
平成29年度は5割軽減および2割軽減の対象者が拡大されます。

所得割額の軽減
公的年金の一般的な収入である21万円(旧ただし書き所得)が58万円(旧ただし書き所得)までの上乗せにより、所得割額が軽減されます。

これに上乗せする形で、東京都独自の軽減措置として、被保険者本人の「旧ただし書き所得」が20万円以下のかたを対象に、所得割額の100%および75%軽減を行ってきました。

平成29年度は下図のとおり軽減措置となります。平成30年度以降は未定です。

保険料の支払い方法を口座振替に変更できます。
保険料の支払い方法を特別徴収(年金からの天引き)から口座振替へ変更を希望するかたは、納付方法の変更届と書の出出と金融機関での口座振替の手続きが必要です。

一部負担金の割合が3割から1割になる場合があります。
一部負担金の割合が3割かたで、次のいずれかに該当する場合は、申請により翌月から1割負担となります。

滞納が続くと自己負担10割に
滞納期間に達した「短期証」(有効期間が通常より短い保険証)が発行されます。

滞納が続くと自己負担10割に
滞納期間に達した「短期証」(有効期間が通常より短い保険証)が発行されます。

7月11日(火)〜25日(火) 問同事務局(03・3479・0254)

滞納が続くと自己負担10割に
滞納期間に達した「短期証」(有効期間が通常より短い保険証)が発行されます。

滞納が続くと自己負担10割に
滞納期間に達した「短期証」(有効期間が通常より短い保険証)が発行されます。

滞納が続くと自己負担10割に
滞納期間に達した「短期証」(有効期間が通常より短い保険証)が発行されます。

滞納が続くと自己負担10割に
滞納期間に達した「短期証」(有効期間が通常より短い保険証)が発行されます。

滞納が続くと自己負担10割に
滞納期間に達した「短期証」(有効期間が通常より短い保険証)が発行されます。

滞納が続くと自己負担10割に
滞納期間に達した「短期証」(有効期間が通常より短い保険証)が発行されます。

滞納が続くと自己負担10割に
滞納期間に達した「短期証」(有効期間が通常より短い保険証)が発行されます。

滞納が続くと自己負担10割に
滞納期間に達した「短期証」(有効期間が通常より短い保険証)が発行されます。

滞納が続くと自己負担10割に
滞納期間に達した「短期証」(有効期間が通常より短い保険証)が発行されます。

滞納が続くと自己負担10割に
滞納期間に達した「短期証」(有効期間が通常より短い保険証)が発行されます。

保険料の算定方法

均等割額=42,400円
ただし、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計が下記の基準額以下の場合は、均等割額が軽減されます。

Table with 2 columns: 所得割額 (総所得-33万円) x 9.07% and 保険料 (年額) ※限度額 57万円. Includes a sub-table for 所得割額の軽減割合.

医療費の一部負担金の割合は年次更新により毎年8月1日に見直しが行われます。
負担割合に変更があるかたは、7月中旬に簡易書留で郵送します。

国民健康保険税(保険税)の納税通知書を7月中旬に送付

保険税の納税通知書を7月中旬に世帯主に送付します。
保険税は、医療費や介護保険給付費などの貴重な財源になりますので、各期限内での納付をお願いします。

グリーンバス停留所の一時変更

7月9日(日)「八坂神社例大祭」(小雨決行)の開催に伴い、東村山駅東口発着のグリーンバス発着停留所を「東村山駅東口」から同停留所最寄りの「桜並木」に変更しますので、ご理解とご協力をお願いします。

